

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の透明性とコンプライアンスを徹底するため、コーポレートガバナンスの充実を図りながら、当社グループ全体の経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できる体制を構築します。また、企業倫理、経営理念等を当社グループ全体に浸透させるため、様々な施策を通じて全社的な活動を展開します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4】

現在のところ当社の株主における海外投資家の比率は、相対的に低いことから、株主総会招集通知、決算説明会資料等の開示書類は日本語のみの開示としております。今後は順次英文IR資料の拡充に努めるとともに、海外投資家の比率が相対的に10%超となった時点で議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳等を検討してまいります。

【補充原則3-1-2】

当社ホームページの英語版を開設しておりますが、現在のところ当社の株主における海外投資家の比率は、相対的に低いことから、株主総会招集通知、決算説明資料等の開示書類は日本語のみの開示としております。今後は順次英文IR資料の拡充に努めるとともに、海外投資家の比率が相対的に10%超となった時点で議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳等を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】

(A)政策保有株式に関する方針

当社は、事業機会の創出、取引・協業関係の構築・維持・強化等を総合的に勘案し、政策的に必要とする株式については、保有する方針としています。

(B)政策保有株式に係る議決権の行使基準

議決権の行使は、画一的に賛否を判断するのではなく、投資先企業の経営方針・戦略等を十分尊重したうえで、中長期的な企業価値向上、株主還元向上につながるかどうか等の視点に立って判断を行います。

【原則1-7】

当社が、関連当事者間の取引を行う場合には、社内規程に基づき、管理本部管掌取締役の確認を経て、取引の重要性の高いものについて、取締役会に上程し、決議しています。また、グループ会社役員に関しては、定期的に、関連当事者取引に関する調査を実施し、監視を行っております。なお、取引条件および取引の決定方針については、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しています。

【原則3-1】

(1)経営理念、経営戦略、中期経営計画を当社ホームページで開示しています。現在進行中の中期経営計画については、2020年3月期に連結売上高1,000億円、営業利益40億円を目指しています。

(2)本報告書1-1基本的な考え方に記載の通りです。これに基づく具体的な方針や取り組みについては、本報告書の各項目をご参照ください。

(3)当社取締役の報酬の決定に関する方針は、本報告書2-1【取締役報酬関係】に記載しています。

(4)経営陣幹部の選任と取締役候補の指名については、社内規程に基づき、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視及び会社格機能とグループ会社各事業部門をカバーできるバランスを考慮し、適材適所の観点より総合的に検討しています。また、監査役候補の指名については、財務・会計に関する知見、当社事業分野に関する知識及び企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、適材適所の観点より総合的に検討しています。これらの方針に基づき、代表取締役及び担当役員が内容を検討し、取締役会で決議しています。

(5)取締役・監査役の各候補者及び経歴等は、その都度株主総会参考書類に記載しています。株主総会参考書類につきましては、当社ホームページに掲載している株主総会招集通知をご参照ください。

【補充原則4-1-1】

当社は、法令に準拠して取締役会で審議する事項を取締役会規程として定めています。また、職務権限規程等により経営陣が執行できる範囲を明確にしています。

【原則4-8】

当社の役員は取締役6名であり、うち2名は独立社外取締役で構成されています。今後も当社グループの業種・規模・事業特性・機関設計・会社を取り巻く環境等を総合的に勘案し、2名以上を独立社外取締役で構成する方針です。

【原則4-9】

当社では独立社外取締役候補者の選定にあたっては、会社法や東京証券取引所が定める基準を満たす候補者を選定しています。

【補充原則4-11-1】

取締役候補の指名については、社内規程に基づき、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視及び会社各機能とグループ会社各事業部門をカバーできるバランスを考慮し、適材適所の観点より総合的に検討しています。この方針に基づき、代表取締役及び担当役員が内容を検討し、取締役会で決議しています。

【補充原則4-11-2】

事業報告書及び株主総会参考書類において、各取締役・監査役の他の上場会社を含む兼任状況を開示しています。

【補充原則4-11-3】

当社の取締役会は次の通り運営され、実効性が確保されていることを確認しています。

- a.原則毎月1回開催し、重要案件をタイムリーに審議の上、決議しています。
- b.資料をあらかじめ配布または説明の上、十分な審議時間を確保して活発な議論を行い、経営課題について十分な検討をしています。
- c.多様な経験を持つ社外役員により、経営課題について多角的な視点から検討しています。
- d.重要事項を的確に審議し、より戦略的な議論を行うべく、適宜取締役会で審議すべき事項を見直しています。
- e.決議した案件の経過又は結果についての報告を行い、取締役の職務執行状況を監督しています。

【補充原則4-14-2】

取締役・監査役については、事業・財務・法令・組織等に関する幅広い知見を有する者から選任しており、就任に際し、必要に応じて研修を行っております。就任後においても、会社法及び時々の情勢に適した内容で社外の専門家による講習会や交流会等に参加する機会を設ける等、取締役・監査役に対するトレーニングを継続的に実施しております。

【原則5-1】

- 当社では、「情報開示の基本方針」「情報開示の基準」「情報開示の方法」「将来の見通しに関して」「沈黙期間について」からなるディスクロージャー・ポリシーを策定し、当社ホームページで公表しています。また、株主との建設的な対話を促進するための方針を次の通りとしています。
- (1) 当社のIR活動は、代表取締役、管理本部管掌取締役が積極的に対話に臨み、経営戦略・事業戦略・財務情報等について、公平性・正確性・継続性を重視し、双方向の良好なコミュニケーションを図るIR活動を展開します。
 - (2) 管理本部を中心として、経営企画、総務、財務、経理、法務部門、各事業責任者等有機的に連携し、適時かつ公正、適正に情報開示を行います。
 - (3) 対話の手段として、株主向け会社説明会の充実等に取り組みます。
 - (4) 対話において把握された株主の意見・懸念等は、代表取締役または管理本部管掌取締役を通じて、当社各会議体へ適切かつ効果的なフィードバックを行います。
 - (5) ディスクロージャー・ポリシーに基づく沈黙機関の設定の他、インサイダー情報の管理に関する規程を運用し、徹底します。

※上記にかかる開示書類につきましては、当社ホームページ(<http://willgroup.co.jp/ir>)から閲覧いただけます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
池田 良介	2,096,400	21.99
大原 茂	840,000	8.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	825,200	8.65
株式会社池田企画事務所	800,000	8.39
渡部 信吾	480,000	5.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	388,700	4.07
ウィルグループ従業員持株会	327,600	3.43
野村信託銀行株式会社(投信口)	165,600	1.73
市川 正史	148,000	1.55
高田 憲治	138,400	1.45

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
	10社以上50社未満

直前事業年度末における連結子会社数

更新

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
白川 彰朗	他の会社の出身者								△			
伊藤 修平	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- f 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- g 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
白川 彰朗	○	社外取締役の白川彰朗氏は、平成24年まで当社の取引先である株式会社インテリジェント・キャピタルゲイトの業務執行者でありましたが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略します。なお、当該取引は平成24年6月をもって解消しております。	企業経営に対する専門的見地及び幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、また当社から独立した立場にあり、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図れることから、社外取締役として選任しています。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
伊藤 修平	○	——	公認会計士及び税理士としての経験と専門知識を有しており、かつ、特に新興企業に対する会計の専門家としての客観的立場から当社の経営に対する適切な監督をおこなっていただけることを期待して社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

内部監査人、監査役及び会計監査人は、年次の内部監査計画を策定する際に、意見交換を行うなどし、有機的な内部監査が実施できるよう取り組んでいるほか、内部監査結果については逐次常勤監査役に報告し、或いは会計監査人の監査報告について監査役が直接報告を受けるなど、より効率的な監査を実施できるよう三者間での連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中島 英樹	弁護士													
奥村 眞吾	税理士										△			
澤田 静華	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中島 英樹	○	――	弁護士としての経験と専門知識を有しており、会社経営上の特に法務面からの監視、助言を期待して社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
奥村 眞吾	○	社外監査役の奥村眞吾氏は、平成23年6月開催の各社の定時株主総会終結の時をもって当社及び当社子会社の社外監査役を辞任しております。また、同氏は平成24年まで当社と税務顧問契約を締結しておりましたが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その	税理士としての経験と専門知識を有しており、会社経営上の特に税務及び会計面からの監視、助言を期待し、社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

		概要の記載は省略します。なお、当該取引は平成24年6月をもって解消しております。	
澤田 静華	○	—	公認会計士としての経験と専門知識を有しており、会社経営上の特に財務及び会計面からの監視、助言を期待し、社外監査役に選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反のおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役及び社外監査役を全て独立役員として届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

—

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------------

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高めることを目的とし、ストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

平成28年3月期における当社取締役及び監査役に対する役員報酬は、以下のとおりです。
取締役を支払った報酬の総額 102,600千円(うち社外取締役2名に6,300千円)
監査役を支払った報酬の総額 19,950千円(うち社外監査役3名に10,050千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社取締役の報酬については、業界あるいは同規模の他企業の水準を勘案の上、株主総会で決定された総額の範囲内で、社内規程に基づき、各取締役の業績に対する貢献度を評価し、配分額を決定しております。また、中期業績向上を目的として、別途業績達成基準を設けたストックオプションを導入しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役の職務を補助する専任のスタッフはおりませんが、管理本部総務部内においてサポート業務を兼任しております。管理本部総務部は、定時・臨時取締役会の開催に際し、決議事項及び報告事項等に関する資料を事前配付するとともに、社外取締役及び社外監査役から問合せがあった場合には、迅速に対応する体制としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(取締役会)
当社の取締役会は、取締役6名(うち社外取締役2名)で構成されており、月1回の定時取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催しております。
取締役会では、経営上の意思決定機関として、取締役会規程に基づき重要事項を決議し、取締役の業務執行状況を監督しております。
取締役会には監査役4名(うち社外監査役3名)が臨席して、重要な意思決定において常に監査が行われる体制を整えております。

(監査役会)

当社は監査役会設置会社であります。当社の監査役会は社外監査役3名を含む監査役4名で構成されております。

監査役会は、月1回開催され、意見交換等を行っております。

また、各監査役は、取締役会に出席し、必要に応じて各監査役の立場から意見を述べることにより、経営に関する監査機能の強化を図っております。

なお、監査役中島英樹は弁護士の資格を、監査役奥村眞吾は税理士の資格を、監査役澤田静華は公認会計士の資格をそれぞれ有しております。

(コンプライアンス委員会)

代表取締役会長を委員長とし、当社グループの取締役ならびに社内より選出した社員からなるコンプライアンス委員会において、法令遵守について都度確認、啓蒙し、各取締役がそれぞれの管掌部門に周知徹底させる形でコンプライアンスの意識向上を図っております。

(内部監査室)

当社の内部監査室は2名で構成されております。内部監査室は、内部監査規程に基づき、法令及び社内諸規程の遵守指導にあたるとともに、当社グループ全体を定時及び随時に監査し、適法性の面からだけでなく、妥当性や効率性の改善に関する指摘・指導をしております。

(グループ経営会議)

グループ経営会議では、当社グループの取締役を中心とし、直近の事業環境や業績動向の分析並びに中長期の事業戦略等の重要事項を協議しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記の通り、取締役の職務執行に対して、社外取締役及び社外監査役による監督を徹底しております。

なお、監督機能の有効性を高めるために、社外において十分な経営経験と見識を有した社外取締役を選任しております。

また、監査役4名中3名が社外監査役であり、専門性が客観的な観点から法令及び定款への適合性の検証を行っております。

///株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2016年6月に開催した株主総会の招集通知は、法定期日より3日早く発送しております。今後も、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の決算期は3月であり、株主総会が集中する決算月であります。株主総会集中日は極力避けるよう努めてまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、ディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に個人投資家向け説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算会社説明会及び第2四半期会社説明会を含め、年2回開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(http://willgroup.co.jp/ir)に決算短信、決算説明会資料、その他適時開示資料等を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署 管理本部 経営企画部 IR責任者 管理本部管掌取締役 告野崇	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	本報告書1-1.【コーポレートガバナンスコードの各原則に基づく開示】【原則5-1】に記載の通りです。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

- 1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a) 当社は、グループ会社を含めた役職者全員が法令、定款及びその他社会規範を遵守するために、コンプライアンス規程を定め、高い倫理性とコンプライアンスの意識を持った行動の実践に努めます。この徹底を図るため、代表取締役会長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、役職者全員に法令の遵守、社会倫理に則った行動に関する教育・啓蒙を実施します。
 - b) 取締役が他の取締役の法令及び定款に違反する可能性がある行為を予見した場合は、直ちに監査役会及び取締役会に報告する等ガバナンス体制を強化し、当該行為を未然に防止します。
 - c) コンプライアンス経営の強化を目的とする内部通報体制として、外部の弁護士への通報窓口及びコンプライアンス委員を直接の情報受領者とする公益通報者保護規程を制定し、その規程に基づき運用します。
 - d) 内部監査部門として業務執行部門とは独立した内部監査室を設け、常時かつ専門的な業務監視体制をとります。
 - e) コンプライアンス委員会は定期的に、全社のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無を調査・検討し、取締役に報告を行います。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、適切な保存及び管理を行います。また、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、代表取締役会長が全社のリスクコントロールを統括します。代表取締役会長は、予め具体的なリスクを想定・分類し、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備し、コンプライアンス委員会と連携し、各部署の日常的なリスク管理状況を評価・監視します。
なお、不測の事態が生じた場合には、代表取締役会長を中心とした対策委員会を設置し、監査役、顧問弁護士その他外部アドバイザーと連携し、損失を最小限にすべく迅速に行動します。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a) 定時取締役会を原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況を監督します。
 - b) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程等の社内規程において、それぞれの責任者及びその責任ならびに執行手続きの詳細を定め、適正かつ効率的に業務が執行される体制を確保します。
- 5) 当社ならびに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループの各社の業務執行は、法令等の社会規範に則ると共に関係会社管理規程等の社内規程に基づき、管理・指導します。また、個別案件については、関連性の強い当社各部門が管理・指導・助言を行うほか、必要に応じ役職員を派遣し、業務の適正を確保します。
- 6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該従業員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容(使用人の任命、異動、人事考課、賞罰等)については、監査役の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保します。
- 7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査室は内部監査の結果等を報告します。また、取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、速やかに監査役へ報告します。
- 8) その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、会計監査人、内部監査室と連携を強め、必要に応じて随時意見交換会を開催します。
- 9) 財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を行うための体制
当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行い、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行います。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断します。
- 2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社グループは、不当要求等への対応を所管する部署を総務部とし、事案発生時の報告及び対応に係る規程等の整備を行い、警察等関連機関とも連携し、毅然と対応します。

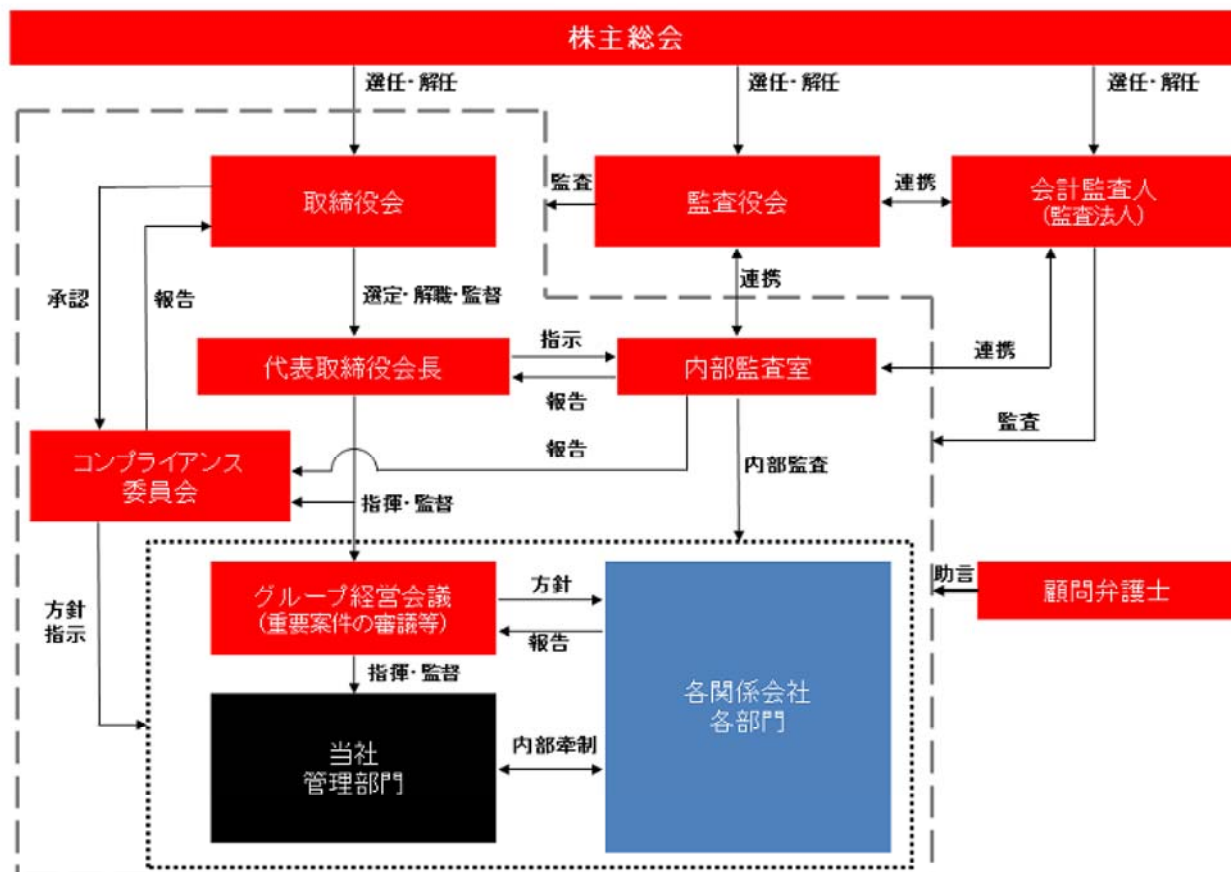
V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

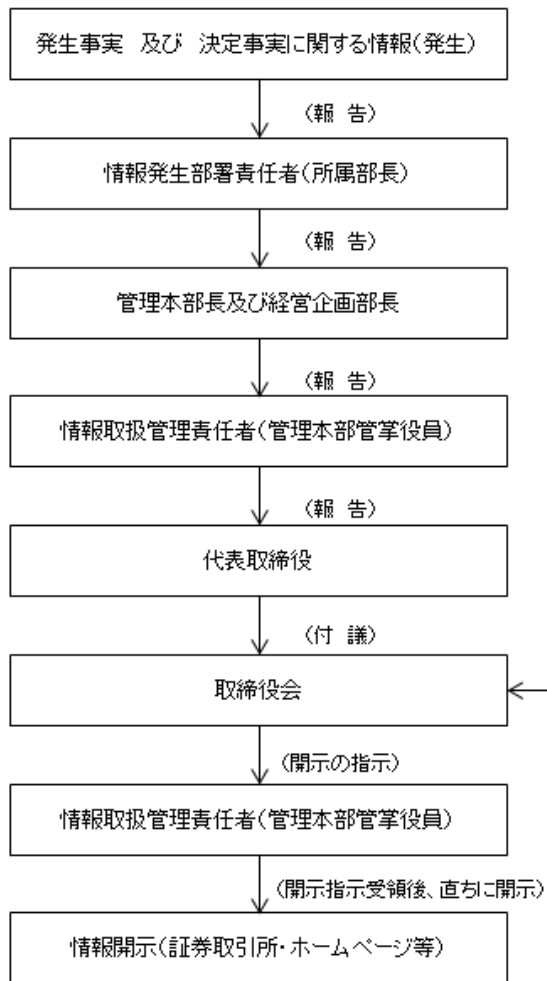
なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【情報収集のフロー】



【開示書類作成のフロー】

